

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
市道	西3-1号線	新潟市西区坂井砂山四丁目41番2地先から	前	9.0~18.7	60.2
		新潟市西区坂井砂山四丁目47番2地先まで	後	9.0~18.7	60.2